

奈良県選挙管理委員会告示第八十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設について同条第一項第三号の施設としての指定を取り消した旨、宇陀市選挙管理委員会から報告があった。

平成三十年三月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

名 称	所 在 地
旧多田小学校体育館	宇陀市室生多田四一五
旧笠間小学校体育館	宇陀市室生上笠間四四四―一
旧田口小学校体育館	宇陀市室生下田口一一一二
旧西谷小学校	宇陀市室生西谷二五八―一
旧田原小学校体育館	宇陀市大宇陀田原七二七
旧守道小学校体育館	宇陀市大宇陀守道八五七
長峯公民館	宇陀市榛原長峯一〇四三―一
東榛原公民館	宇陀市榛原長峯六一九
旧野依小学校体育館	宇陀市大宇陀野依一二四〇
中央公民館榛原分館	宇陀市榛原萩原二八三九―三